

白石市災害監視システム構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、白石市災害監視システム構築業務委託の実施に当たり、白石市が実施する公募型プロポーザルに参加する事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、白石市（以下、「市」という。）が受託者に委託する本業務について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

2 事業者の選定方法

市は、公募した事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

白石市災害監視システム構築業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「白石市災害監視システム構築業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

(4) 当該システムの運用開始日

令和6年4月1日予定

4 提案上限額

【公園施設】

金22,715,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【河川施設】

金54,340,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【水道施設】

金 105,215,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【下水道施設】

金 3,410,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【合計】

金 185,680,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者（以下、「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 白石市令和5・6年度競争入札参加資格が承認された者であること。
- 3 公示日を基準として、過去10年間において、国または地方公共団体等が発注した以下のいずれかの完成実績を有すること。
 - ・ 監視カメラ設置
 - ・ 水門の遠隔操作を含んだ河川施設監視システム
 - ・ 水道施設の遠隔操作を含んだ上下水道施設監視システム
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 この事業の技術提案提出期限の日から改札の時までの期間に、白石市入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 6 白石市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和5年5月17日（水）
質問受付期間	令和5年5月17日（水） 令和5年5月29日（月）
質問回答期日	令和5年6月 5日（月）
企画提案書提出期限	令和5年6月12日（月）
審査（書類・プレゼンテーション）	令和5年6月23日（金）
審査結果通知	令和5年6月下旬予定

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し、都市創造課スマートインターチェンジ・企業立地推進室に令和5年5月29日（月）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限後に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載で取りまとめ、令和5年6月5日（水）午後5時15分までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領もしくは仕様書の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 地方公共団体発注の類似業務の受注実績を確認できる書類：写し1部

(2) 提出書類に関する留意事項

本業務は、5に定める参加資格要件を満たす者に限る。

(3) 提出先

白石市都市創造課スマートインターチェンジ・企業立地推進室

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年6月5日（月）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書	様式2	原本1部
企画提案書本編	任意様式	原本1部、写し10部
再委託調書	任意様式	原本1部、写し10部
工程表	任意様式	原本1部、写し10部
団体概要	様式3	原本1部
業務実績	様式4	原本1部
業務実施体制	様式5	原本1部
予定技術者調書	様式6	原本1部
参考見積書（構築分）※内訳書記載	任意様式	原本1部（各施設ごとに作成すること）
参考見積書（利用料分）※内訳書記載し、参考としてランニングコストを明記すること。	任意様式	原本1部

(2) 企画提案書本編の作成の留意点

- ・作成に当たっては、仕様書に留意して作成すること。
- ・表紙（A4判、1枚）を付し、「災害監視システム構築業務企画提案書」と記載すること。
- ・表紙の次に目次を付すこと。目次の枚数に上限は定めないが適切な枚数とすること。
- ・作成ページ数は、表紙及び目次を除いて20ページ以内とし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ・説明のための文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。
- ・記述に当たっては、専門知識を有しない者でも理解でき、分かりやすい表現で作成すること。

- ・提案者を特定できる事項（社名等）は、記載しないこと。
- ・下記の内容を番号順に記載すること。

番号	項目	記載内容
1	システムの概要及び特徴	構築するシステムの概要及び特徴を、イメージ図や図面等を適宜使用し、簡潔にわかりやすく記載すること。
2	機器の性能及び保証	本業務で使用する機器（監視カメラ、管理用パソコン、マルチモニタ、サーバー等）の性能及びメーカー保証について記載すること。 ※監視カメラについては、本業務内において詳細仕様を決定するものだが、提案を予定する機器について記載すること。
3	撮影した映像（または画像）の公開方法	どのような構成でどのように公開するかを、作成するウェブサイトのイメージなども用いて記載すること。また、指定の公開先以外の提案がある場合は、公開の対象や想定される効果なども併せて記載すること。
4	保守体制	本業務完了後の維持管理に要する保守内容について記載すること。
5	応募者による提案	仕様に定める内容以外で独自の提案があれば記載すること。ただし、記載する内容は見積金額内で対応できるものに限る。

(3) 提出先

白石市都市創造課スマートインターチェンジ・企業立地推進室

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年6月12日（月）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を都市創造課スマートインターチェンジ・企業立地推進室に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもって、いかなる不利益な取扱いも行わない。

12 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

ア 書類審査

審査基準に基づき評価点を算出する。

イ プレゼンテーション

プレゼンテーション（20分間）及び質疑応答（15分間）の計35分間で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、提案者からの出席は、3名程度を上限とする（本業務の担当者又は責任者が望ましい。）。

(2) 審査基準

番号	項目	内容	配点
1	提案概要	提案内容が本業務の目的、内容を理解したものであるか。	10
2	業務スケジュール	今年度中の運用開始を実現できる工程となっているか。	10
3	業務実績	過去10年間に国または地方公共団体等が発注した以下のすべての完了実績を有しているか。 ・監視カメラ設置 ・水門遠隔操作を含んだ河川施設監視システム ・水道施設の遠隔操作を含んだ上下水道施設監視システム	10
4	業務実施体制	業務を実施するうえで必要な体制で、各業務内容に応じた人員配置になっているか。	10
5	予定技術者の技術力	予定管理者の有する資格は本業務の遂行に有効な資格か。また、履行実績は本業務遂行に有効な実績か。	10

6	構成機器の性能	仕様と同等またはそれ以上の性能及びコストを考慮したものとなっているか。	20
7	管理用パソコン及び映像管理ソフトの操作性	管理用パソコンの操作性は優れているか（誰でも簡単に操作できるものか。）。また、操作に係る研修は適切な提案がなされているか。	10
8	情報発信の多様性	多くの市民に映像情報が伝わる仕組みとなっているか。また、当該映像情報へのアクセスは、容易でわかりやすいものとなっているか。	30
9	安定性	アクセス集中やサイバー攻撃に対するセキュリティ対策など、安定的な稼働を維持する仕組みとなっているか。	10
1 0	拡張性	水位計などその他機能の追加や更新が容易なシステムとなっているか。	20
1 1	保守、運用管理	保守管理及び故障等へのサポート体制、メンテナンス体制は整っているか。	20
1 2	追加提案	本業務が目指す機能、効果を向上させる提案がなされているか。※ただし、本業務の見積限度額内での提案に限る。	20
1 3	見積金額	提案された見積金額を基に、以下の方法で審査する（応募者の内の最低見積額／見積金額）×配点	20

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。ただし、各評価者の役職、氏名、評価点は公表しない。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と、本業務について協議を行い、協議が整い次第、白石市財務規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により、河川施設・公園施設・上下水道施設の各々で契約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において市と事業者が当該業務について協議を行い、仕様を決定することができるものとする。

14 その他

(1)技術提案書の取り扱い

提出された提案書は原則として返却しない。

提出された提案書等はプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない。また、情報公開の対象としない。

(2)提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3)技術提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4)本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

(5)提案者が技術提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6)本業務の実施に関して、業務委託候補者の技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と業務委託候補者で協議の上決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

15 問い合わせ

【公園施設】

白石市役所都市創造課スマートインターチェンジ・企業立地推進室

住 所：〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1

電 話：0224-26-8884

F A X：0224-22-1329

e-mail：sic@city.shiroishi,miyagi.jp

【河川施設】

白石市役所建設課道路管理係

住 所：〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1

電 話：0224-22-1326

F A X：0224-22-1328

e-mail：kensetsu@city.shiroishi,miyagi.jp

【上下水道施設】

白石市役所上下水道事業所管理係

住 所：〒989-0255 宮城県白石市城北町4-6

電 話：0224-25-5522

F A X：0224-25-6885

e-mail : gesui@city.shiroishi.miyagi.jp